

3 法人課税

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組(大綱 P. 47)

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を一定割合以上支給する場合の税額控除について、次のとおりとされます(所得税についても同様とされます。)

適用要件		継続雇用者給与等支給額 ^{※1} の継続雇用者比較給与等支給額 ^{※2} に対する増加割合 ≥ 3%	
税額控除	原則	控除対象雇用者給与等支給増加額×15%	
	上乗せ要件①	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合 ≥ 4%	10%加算
	上乗せ要件②	教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合 ≥ 20%	5%加算
控除上限額		法人税額×20%	

※1 継続雇用者(当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定のものをいいます。)に対する給与等の支給額をいいます。

※2 前期の継続雇用者給与等支給額をいいます。

(注)資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとされます。

(注)設立事業年度は対象外とされます。

(注)教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(現行：確定申告書等への添付)をしなければならないこととされます(下記(2)においても同様とされます)。

<大企業向け (資本金1億円超の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する全企業
適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

<p>必須要件</p> <p>継続雇用者の給与等支給額が 前年度比で4%以上増加 ⇒ 25%税額控除*</p> <p>or</p> <p>継続雇用者の給与等支給額が 前年度比で3%以上増加 ⇒ 15%税額控除*</p>	+	<p>追加要件</p> <p>教育訓練費が 前年度比で20%以上増加 ⇒ +5%税額控除*</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>雇用者全体の給与等支給額の 増加額の最大30%を税額控除[※] <small>※法人税額又は所得税額の20%を上限</small></p> </div>
---	---	---

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること」が必要

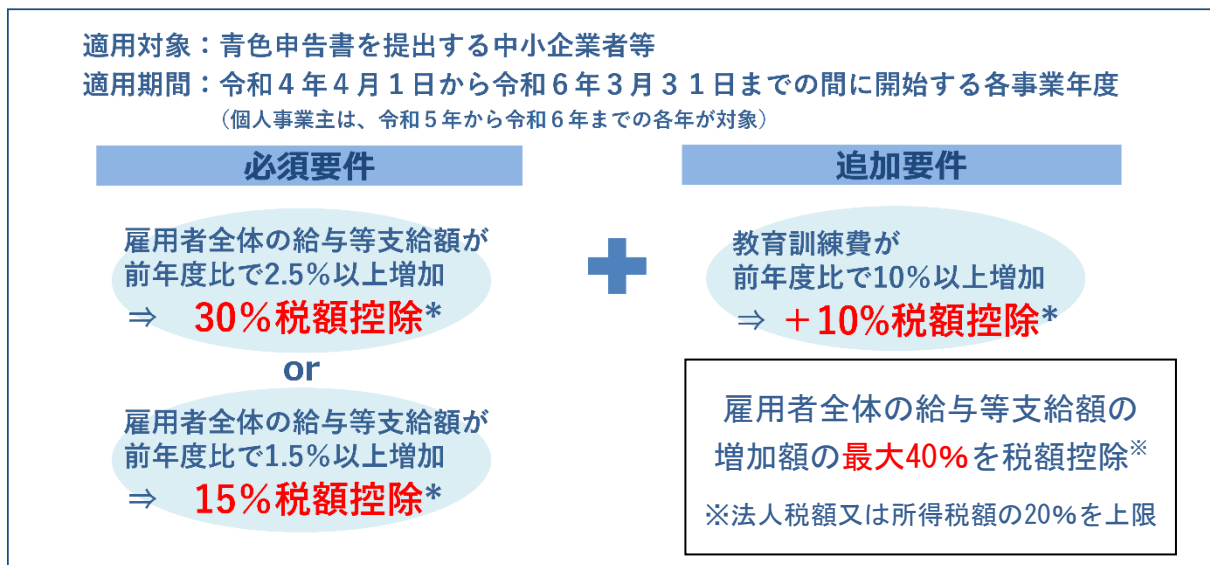
(出典：経済産業省「賃上げ促進税制」パンフレット を一部改訂)

(2) 中小企業における所得拡大促進税制(大綱 P. 48)

税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行った上、その適用期限が令和6年3月31日まで1年延長されます(所得税についても同様とされます)。

- ①雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%が加算されます。
- ②教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%が加算されます。

< 中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

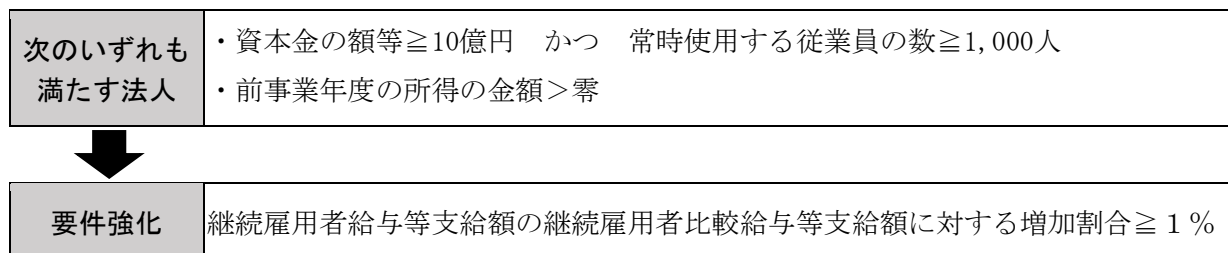


(出典：経済産業省「賃上げ促進税制」パンフレット を一部改訂)

(3) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し(大綱 P. 48)

大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定(特定税額控除規定)を適用できないこととする措置について、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上*であること(現行：継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること)とされます。

※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては、0.5%以上
 (注)一定の場合には、当期が設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度である場合を含みます。



(4) オープンイノベーション促進税制の拡充(大綱 P. 49)

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

- ①出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間が15年未満(現行：10年未満)とされます。
 - ②対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年(現行：5年)とされます。
- (注)特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年(現行：5年)とされます。

(5) 交際費等の損金不算入制度等の延長(大綱 P. 55、64)

交際費等の損金不算入制度、中小法人に係る損金算入の特例及び接待飲食費に係る損金算入の特例について、適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます。

(6) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し(大綱 P. 59、65)

- ①少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直し
対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け*の用に供したものが除外されます(所得税についても同様とされます。)
※主要な事業として行われるものを除きます。
- ②一括償却資産の損金算入制度
対象資産から貸付け*の用に供した資産が除外されます(所得税についても同様とされます。)
※主要な事業として行われるものを除きます。
- ③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
対象資産から貸付け*の用に供した資産を除外した上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されます(所得税についても同様とされます。)
※主要な事業として行われるものを除きます。

(7) 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し(大綱 P. 71)

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置が講じられます。

改正前		改正後	
区分	標準税率	区分	標準税率
付加価値割	1.2%	付加価値割	1.2%
資本割	0.5%	資本割	0.5%
所得割	年400万円以下	所得割	1.0%
	年400万円超 年800万円以下		
	年800万円超		
	軽減税率不適用法人		

適用期日等：令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用